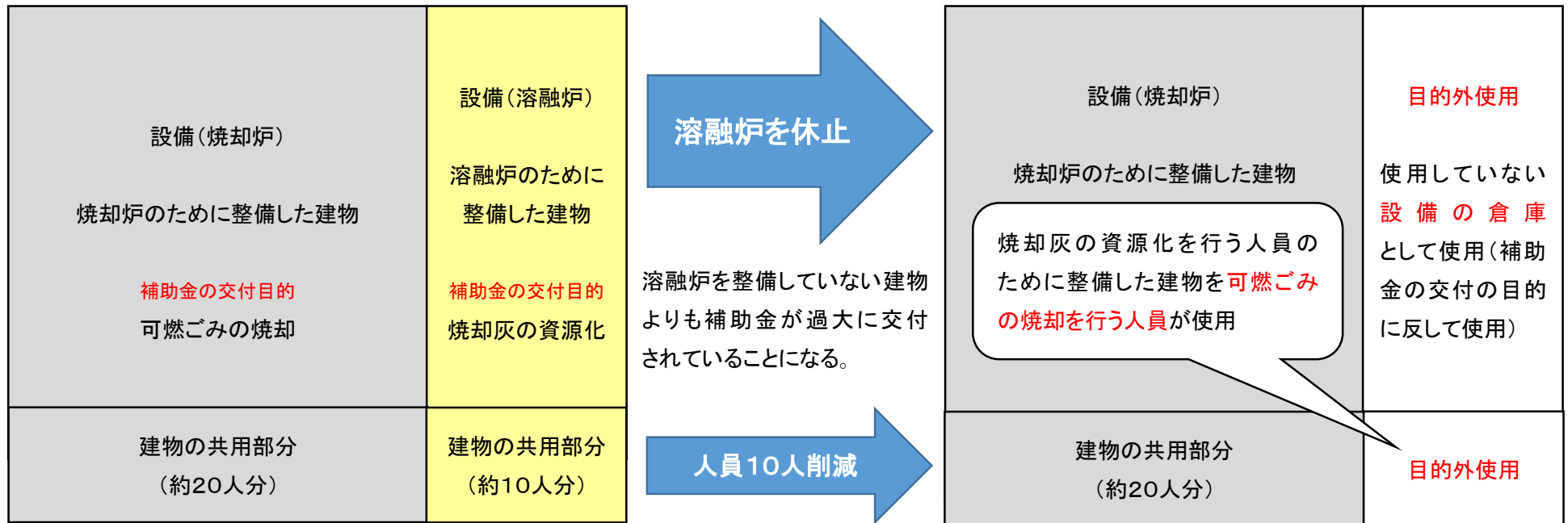


設備と建物の財産処分に関する考え方

(溶融炉を休止している場合)

溶融炉を休止すると、溶融炉のために整備した建物部分を、可燃ごみの焼却を行う人員(休止前よりも少ない人員)が、補助金の交付の目的に反して使用(目的外使用)することになる。



★補助金適正化法第22条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用してはならない。